

施設基準（看護配置）のご案内

一般病棟（4階 地域一般入院基本料1）

1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と3人以上の看護補助者が勤務しています。
時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内、
看護補助者1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・ 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は11人以内、
看護補助者1人当たりの受け持ち数は21人以内です。

療養病棟（5階6階 療養病棟入院基本料1）

1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と5人以上の看護補助者が勤務しています。
時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内、
看護補助者1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・ 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は31人以内、
看護補助者1人当たりの受け持ち数は31人以内です。